

令和8年6月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する医療機関・訪問看護ステーション向け

ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に**届出が必要です
(6月1日必着)

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

令和9年6月以降にベースアップ評価料を算定する場合、該当の様式を提出
※前年度から継続の場合も提出
※ただし、令和8年度から継続して
・外来・在宅ベースアップ評価料(I) 又は
・訪問看護ベースアップ評価料(I) を算定する場合は提出不要

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

必要な手続き

令和8年度の算定に関する手続き

届出書
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R8年度
中間報告書
8月

R8年度
実績報告書
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R9年度
中間報告書
8月